

「令和7年度沖縄県立芸術大学しまくとうば実践教育事業」 業務委託に係る企画提案募集要項

この要項は「令和7年度沖縄県立芸術大学しまくとうば実践教育事業」業務委託に関する企画提案及び契約の締結に当たり、必要な事項を定めたものです。企画提案の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出されるようお願いします。

なお、本事業は、令和7年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。当大学において、当初予算が成立しなかった場合や当初予算額に変更があった場合等、契約を締結しない場合があります。

1 企画提案に関する基本事項

(1) 業務名

令和7年度沖縄県立芸術大学しまくとうば実践教育事業

(2) 事業期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(3) 事業目的

本業務は、「しまくとうば」による講義実践を通して、大学教育におけるしまくとうばの普及のための様々な取り組みを行うことを目的としています。

- ・ハワイ大学ヒロ校・同付属学校園等のハワイ語普及・実践活動をモデルとし、本学琉球芸能専攻におけるしまくとうばの普及・実践を行うために、本学独自の「しまくとうば実践教育プログラム」の開発を行います。
- ・本学琉球芸能専攻の実技授業の中で、「しまくとうば」を話す特別講師とともに講義を行います。また、講義の中で使用した「しまくとうば」をまとめ、今後の講義を行うための用語集を作成します。
- ・本学の全学教育で開講している「琉球語Ⅰ」などの「しまくとうば」を学ぶ座学の講義とも連携し、大学内における「しまくとうば」を学ぶカリキュラムの構築を施策します。

(4) 委託業務内容

「令和7年度沖縄県立芸術大学しまくとうば実践教育事業」に係る業務委託企画提案仕様書のとおり

(5) 委託料上限額

委託料 3,747 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案仕様書の内容に係る予

算規模を示したものです。受託者の決定後、提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求めます。

(6) 主なスケジュール

(ア) 質問事項受付期間	令和7年 3月 28日 (金) 16:00 まで
(イ) 企画提案参加届提出期限	令和7年 4月 1日 (火) 16:00 まで
(ウ) 企画提案書提出期限	令和7年 4月 3日 (木) 16:00 まで
(エ) 企画提案審査	令和7年 4月 4日 (金) (予定)
(オ) 審査結果の通知	令和7年 4月 7日 (月) (予定)

2 企画提案の手続等に関する事項

(1) 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、企業、NPO等の単独法人又は複数法人によるコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たす単独法人又はコンソーシアム(以下「法人等」という。)とします。

本事業は、沖縄県立芸術大学が法人等に委託して実施します。委託に当たって企画提案を募集します。これに参加できる者は、次のア～キの要件をすべて満たす法人等とします。

なお、エの要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合があります。

ア 県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせや報告に円滑に対応できる体制を有すること。

イ 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第7条第2項(昭和47年7月20日告示69号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など)でないこと。

カ 過去三カ年度に国及び地方公共団体及び他教育機関において、本事業と同様の業務委託の実績を有する者

キ コンソーシアムについては、次の事項に留意してください。

(ア) コンソーシアムの中に管理を行なう法人(以下この項において「管理法人」

という。)を1者置くものとする。管理法人は、本業務の進捗管理、構成員相互の連絡調整、財産管理等の事務的管理を主体となつて行なう機関とし、コンソーシアムの構成員を代表するものとし、上記アの要件を満たしていること。

(イ) 構成員のすべての者が、上記イからカまでの要件を満たしていること。

(ウ) 構成員のうちいずれかの者(構成員のうち1者以上)が本条項キについて要件を満たしていること。

(エ) コンソーシアムの構成員が、単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本プロポーザルに重複して参加することはできないこと。

(2) 担当課

公立大学法人沖縄県立芸術大学 事務局総務課(担当:伊敷、武田)

所在地 沖縄県那覇市首里当蔵町1-4

電話 098-882-5000(直通)

FAX 098-882-5033

E-mail general@okigei.ac.jp

(3) 企画提案募集に関する質問

別添様式1により担当者あてFAX又はE-mailにて行ってください。令和7年3月28日(金)16:00まで受け付けます。回答については、質問事項を提出した者及び他のすべての企画提案参加者にE-mailにて、その都度通知します。

(4) 企画提案参加届の提出

ア 提出書類 : 本業務の企画提案に参加できるのは、事前に企画提案参加届を提出した者に限ります。参加希望者は企画提案参加届(別添様式2)を提出してください。

イ 提出方法 : 持参又は郵送により提出してください。

ウ 提出先 : 上記(2)の担当課に提出してください。

エ 提出期限 : 令和7年 4月1日(火) 16:00 必着

(5) 企画提案書の提出

ア 提出書類 下記書類を全て提出してください。

- ・【様式3】企画提案応募申請書 1部
- ・【任意様式】企画提案書
- ・【任意様式】事業実施スケジュール
- ・【様式4】提案者概要
 - ・会社概要書（パンフレット等）
 - ・類似業務の実績を確認できる資料（契約書の写し、事業実績報告書等）
 - ・会社法（平成17年法律第86号）に規定されている会社については、
商業登記簿謄本の写し。その他については、法人登記簿謄本の写し
 - ・コンソーシアムにあっては、コンソーシアムを確認できる資料（協定書等）
 - ・直近三期分の貸借対照表及び損益計算書
- ・【様式5】事業実施体制
- ・【任意様式】経費見積書

・ ・ 7部

イ 提出方法 : 持参又は郵送により提出してください。

ウ 提出先 : 上記(2)の担当課に提出してください。

エ 提出期限 : 令和7年4月3日(木) 16:00 必着

3 企画提案の審査に関する事項

提出された書類に基づき参加要件について当大学において、書類審査を実施し、参加要件を満たしている法人等に対しては、結果及び本審査（プレゼンテーション）の実施日時等を電子メールにて、参加要件を満たしていない法人等に対しては、結果のみ電子メールにて通知します。

(1) 本審査方法

ア 日時 : **令和7年4月4日(金) (予定)**

※書類審査後に参加要件を満たしている法人等に対して、時間設定を行います。

イ 場所 : 沖縄県立芸術大学芸術文化研究所 会議室（1階）

上記日程のとおり企画提案に参加する者でプレゼンテーションを実施し、企画提案書の内容を総合的に審査の上、最も優秀な提案を行った者を優先交渉権者として決定します。

(2) 本審査結果の通知

審査の結果は、全ての提案者に文書で通知します。

4 委託契約に関する事項

(1) 契約締結の手続き

ア 優先交渉権者と本学との間で、本業務の委託契約に関する協議を行ない、協議が合意に至ったときは、改めて業務仕様書を作成し、当該提案者から見積書を徴し、公立大学法人沖縄県立芸術大学財務及び会計に関する規則（令和３年４月１日沖芸大規則第７号）第２９条第３項に定める随意契約の手続きにより、契約書を締結します。

ただし、優先交渉権者と合意に至らなかったときは、次点の提案者と協議を経て、契約を締結する場合があります。

イ 本学は、契約の相手方が提出した企画提案書をもとに業務仕様書を作成します。

本業務の目的達成に必要があると認めるときは、契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更して作成する場合があります。

（２）契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の１００分の１０以上の額を、契約締結前に納付しなければなりません。

ただし、公立大学法人沖縄県立芸術大学契約事務取扱規程（令和３年４月１日 沖芸大規程第３５号）第２８条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合があります。

５ 留意事項

（１）本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とします。

（２）当大学に提出された書類等は、返却しないものとします。

（３）企画提案書は、提案者１者につき１提案のみ受け付けるものとし、提出期限後の追加、差し替え及び再提出は認めません。

（４）当大学に提出された書類は、選定以外の目的には使用しません。

（５）次のいずれかの事項に該当した場合は、無効又は失格とします。

ア 参加要件を満たさない場合、又は契約の相手方が決定されるまでの間に参加要件を満たさなくなった場合

イ 一の提案者から２以上の企画提案がされた場合

ウ 委託料の上限額を超えて企画提案がされた場合

エ 企画提案書等提出された書類に虚偽の記載がある場合

オ この要項に定める提出期限、提出方法、提出先等に適合しない場合

カ この要項に違反し、又は著しく逸脱すると認められた場合

キ 審査の公平性に影響を及ぼす不正な行為があった場合

（６）委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しません。

（７）採否に関する異議申し立て等は受け付けません。

（８）検討すべき事項が生じた場合は、当大学と受託業者とで別途協議して決めることとします。